大阪消防



新年特集　今年の抱負・応援メッセージ

年頭にあたって／災害活動支援隊長あいさつ／昨今の消防事情／ザ安全管理
必読!基礎から学ぶ救急活動!!／突撃取材!ウチはこんな訓練やってます!
CATCH UP WITH AND OVERTAKE／調査鑑識／We are Rookies!
「10条規制」と「17条規制」／The Black History／文書事務について

災害概況／コマンドアイ
大阪の消防 NEWS ／こんな声届いています!
自衛消防隊紹介／女性防火クラブだより
救急安心センターおおさかだより
健康ダイアリー／ FROM FIRE STATION

令和4年 1月号 No.862

食べて遊んで癒されて、極楽の殿堂ここにあり！



12F Bee RUSH 難波
11F～5F サウナ&カプセル アムザ
至高の快眠設備！本格派サウナ
展望露天風呂、美泡『萬の湯』
4F スシロー（西日本最大236席）
3F カラオケBIGECHO・赤から
・さんぱち屋・チキチキチキン
2F サイゼリア・力丸・びっくりドンキー
1F 炭焼笑店陽・水炊きからあげ鳥吾郎
大東洋 なんば店　B1 CLUB-D



〒542-0074 大阪市中央区千日前 2-9-17

団体割引適用で割安！
※❸を除きます

～消防人生をずっと補償～

いざという時のために！

一般財団法人全国消防協会　職員福利厚生事業

消防職員・消防退職者のための保険

団体割引適用 30%
① 消防職員傷害保険
傷害総合保険
募集時期■7月～8月　2月～3月　2月～4月（新採用プラン）

団体割引適用 30%
② 消防職員医療保険
医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険

年間保険料 4,000円
救命救急士の専門業務も補償！
③ 消防職員賠償責任保険
公務員賠償責任保険（消防職員危険担保特約条項、初期対応費用担保特約条項、迷惑行為被害対応費用担保特約条項等付帯）
募集時期■1月～2月　7月～8月

④ 消防職員がん保険
団体総合生活保険（がん補償）
募集時期■1月～2月
団体割引 20%

⑤ 消防職員介護保険
団体総合生活保険（介護補償）
募集時期■1月～2月
団体割引 20%

⑥ 消防退職者医療保険
団体総合生活保険（医療補償）
募集時期■1月～2月
団体割引・損害率による割引適用 約40%

こちらは概要のご案内です。各保険の詳細については、パンフレットをご参照ください。取扱商品、各保険の名称や補償内容等は引受保険会社によって異なりますので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項等説明書」をよくご確認ください。詳細は約款によりますが、保険の内容等についてご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

全国の消防職員・ご家族の皆様とともに

全国消防保険サービス株式会社
一般財団法人 全国消防協会 損害保険取扱代理店

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル 5階　TEL.03-3234-1331（代）

引受保険会社　・損害保険ジャパン株式会社・東京海上日動火災保険株式会社

SJ20-10632（2020/12/02）
20-TC06233（2020年11月作成）

年頭にあたって



大阪市消防局長

小西　一功

新年あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、まさに国難とも言える新型コロナウイルス感染症が全国的にまん延し、大阪市消防局においても、その対応に苦慮しましたし、職員の皆さんも公私に渡り大きく影響を受けた1年であったことと思います。

我々消防は、大変難しい局面に立たされています。今般の新型コロナウイルス感染症に伴う住民の行動変容、ICTやIOTの急激な進化、労働力人口の減少による働き方改革といったパラダイムシフトに的確に対応していくために、これまでの慣例や常識を覆す変革が求められているのです。

これら変遷する社会状況を踏まえ、コロナ禍の中、その流行収束後を見据え、今、解決すべき課題が沢山あります。

それらの課題に真摯に向き合い取り組んでいくこと、その一つ一つの積み重ねこそが、複雑多様化する災害の発生に備えた消防力強化の礎になるものと考えています。

一方で、大阪市消防局では、初代局長が示された「明るけく　共に励みて強からめ　いざ立つときは　敏く応えて（明・強・敏）」を局是に掲げて、その歴史と伝統を築き上げてきました。今後もこれを継承しながら、様々な変化にも柔軟に 対応して積極的に様々な取組を進め、消防の未来を拓いていく一助になりたいと考えています。

また、昨年は国際的な大規模イベントの「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が無事に閉幕を迎えましたが、2025年には、此花区夢洲において「大阪・関西万博」が開催されます。2005年の「愛・地球博」以来、日本での万博開催は実に20年ぶりであり、国内外から多くの来阪が期待される中、今般、大阪府・市として大阪・関西万博の成功に向け準備が進められているところです。

大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマに設定されていますが、この「いのち」は、我々消防にとっては使命というべきものであり、当局としても、今回の万博を契機として、安全な都市「大阪」を国内外に発信していきます。

多様で柔軟な発想をもって変化に対応していくとともに、引き続き、本年も市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を目指して、日々の業務に邁進してまいります。

職員の皆さん、本年も力を合わせて頑張りましょう。

#年男さん #いらっしゃ〜い 2022

総務課

Soumuka



#於勢 二郎

#市民が求めていることを、
#愚直にやり抜く。

予防課

Yobouka



#中井 孝暢　#石伏 旭　#林 昌毅

#トラ（虎）イ アルアンド エラーで
#全力邁進!!!



高度専門教育訓練センター

Kunren center



#河野 浩之 #本田 達芳

#明強敏の精神を繋ぎながら
#さらなる飛躍を

迎春

消防局 各課の
寅年のみなさんを
ご紹介します

施設課

Shisetsuka



#荻 宏光

#萩と荻は違う漢字だよ
#庁舎でお困りの際には荻まで!

警防課

Keibouka



#島袋 満司 #川畑 保雄 #西本 哲也
#栗須 俊光 #黒田 亮治 #伊藤 真一
#富田 太朗 #西川 敏也 #森下 健太郎

#虎のように力強く
#安全安心を届けます

救急課

Kyuukyuuka



救急部救急課　寅年生まれ
前田 達也　武本 洋典　髙瀬 真一
辻野 純也　橋口 順一　浜川なおき
箱部 雄太　浦﨑 章吉　胡 宏典

#呑牛之気　#どんぎゅうのき
#やる気に満ち溢れていること

大阪市消防局公式Instagram

毎週 更新中!!

#みんな同い年

司令課

Shireika



♡ 💬 ✈ 🔖

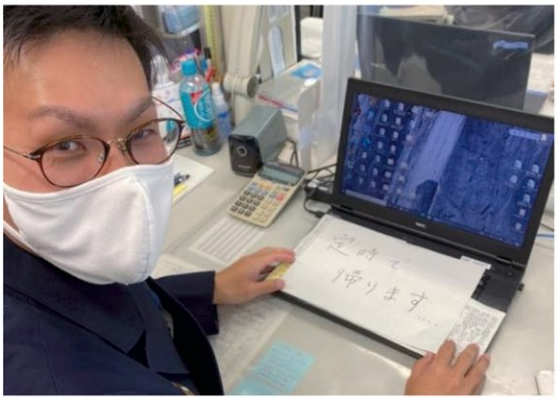
#小畑 弘道

#人生で初めての業務
#精一杯頑張ります



人事課

Jinjika



♡ 💬 ✈ 🔖

#舟坂 隆弘

#タイム イズ マネー



規制課

Kiseika



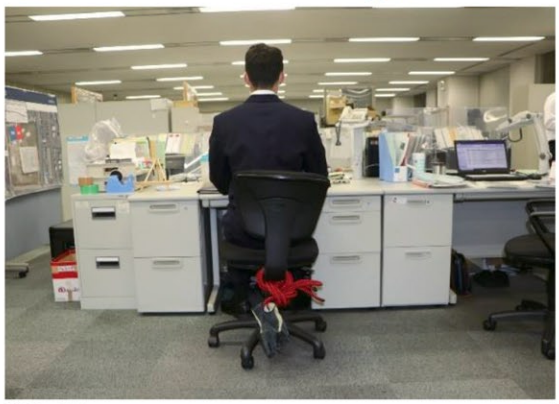
♡ 💬 ✈ 🔖

#藤田 直樹
#危険物事故を減らせられるように
#頑張ります



企画課

Kikakuka



♡ 💬 ✈ 🔖

#村田 良介 #1986.6.5 #4576g
#名前の腹案：大吾郎、元気
#消防としての誇りと意気を持ち続ける

あけまして おめでとうございます

コロナ禍での生活も足掛け３年目に入りました。
ワクチン接種は進んでいますが、コロナ対策は依然として
油断できない状況が続いています。
一刻も早い感染の終息を願いつつ、大阪市内２５消防署から
消防署でのコロナ対策と市民への応援メッセージをお届けします。





福 島 消 防 署



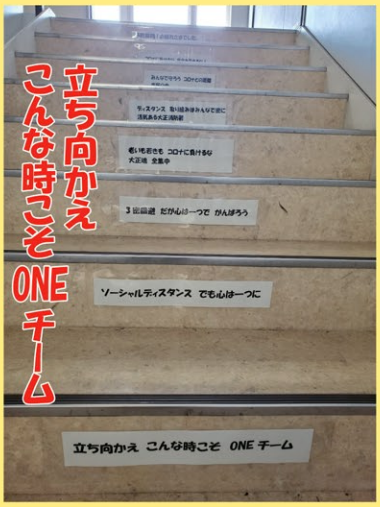
北 消 防 署



此 花 消 防 署



都 島 消 防 署



大 正 消 防 署



中 央 消 防 署



天 王 寺 消 防 署



西 消 防 署



浪 速 消 防 署



港 消 防 署





西 淀 川 消 防 署



東 成 消 防 署



淀 川 消 防 署



生 野 消 防 署



東 淀 川 消 防 署





鶴 見 消 防 署



旭 消 防 署



阿 倍 野 消 防 署

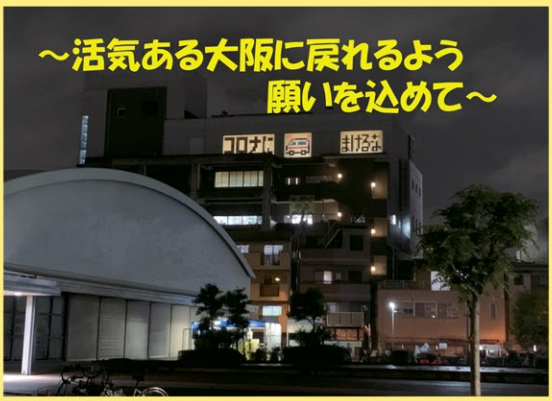


城 東 消 防 署



住 之 江 消 防 署





西 成 消 防 署



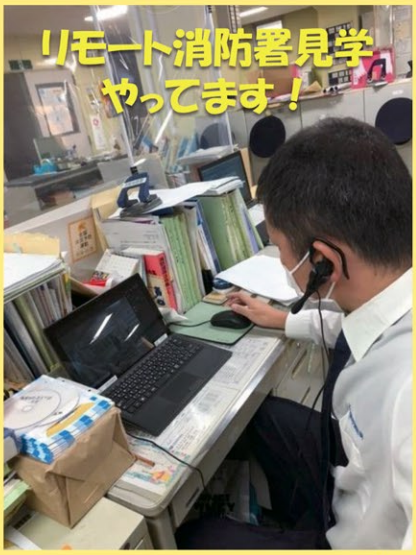
住 吉 消 防 署



東 住 吉 消 防 署



水 上 消 防 署



平 野 消 防 署



Happy New Year 2022

あけましておめでとうございます。
新しい年を迎えて、
大阪府内各消防局・消防本部から
新年のごあいさつとコロナ禍においての
市民の方への応援メッセージの年賀状をお届けします。



堺市消防局



大阪市消防局



枚方寝屋川消防組合消防本部



豊中市消防局



東大阪市消防局



吹田市消防本部



高槻市消防本部



和泉市消防本部



守口市門真市消防組合消防本部



八尾市消防本部



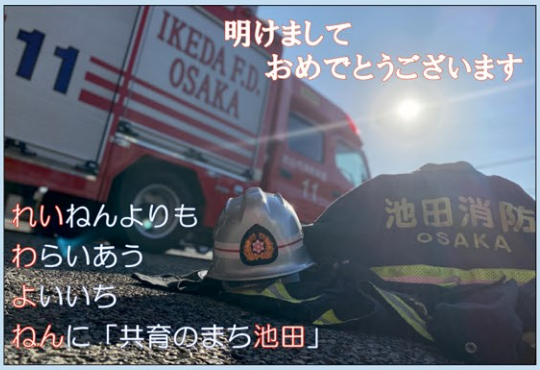
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部



岸和田市消防本部



泉州南消防組合泉州南広域消防本部



池田市消防本部



貝塚市消防本部



箕面市消防本部



茨木市消防本部



泉大津市消防本部



摂津市消防本部



交野市消防本部



大東四條畷消防本部



忠岡町消防本部



河内長野市消防本部



松原市消防本部



島本町消防本部



富田林市消防本部

大阪市消防局災害活動支援隊

総務課
警防課

新年のごあいさつ

大阪市消防局災害活動支援隊長



鈴木 三千紀（みちのり）

新年明けましておめでとうございます。

令和４年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は災害活動支援隊の運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

災害活動支援隊は平成17年９月に発足し今年で17年を迎えます。機能別消防団として位置づけられた災害活動支援隊は、現在、大阪市消防局のＯＢ職員６５１名が隊員登録をしており、大阪府内有数の規模を持つ消防団組織として大規模災害発生時に大阪市消防局と協働して災害活動を実施することとしています。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスによる感染拡大の勢いが衰えず、いわゆる「第４波」「第５波」と呼ばれた感染者数の爆発的な増加による厳しい状況下で救急活動を遂行する中、有為の人材として将来を嘱望されていた救急隊長をコロナ感染により失うという痛恨の事態が発生しました。

市民の生命を守る尊い任務に生涯を捧げた救急隊長のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、過酷な状況に立ち向かい日々の消防活動に従事する大阪市消防局の職員の方にあらためまして敬意と感謝を申し上げます。

さて、緊急事態宣言も解除され全国的にコロナ感染の新規感染者数も減少しています。一方、ワクチンの接種率は飛躍的に向上しているもののオミクロン株、デルタ株等の各種変異株の感染力は強いと言われており感染拡大の第６波への懸念は拭えません。引き続き一人ひとりが自覚を持って、マスク着用、咳エチケット、換気、手洗い消毒の徹底、密集回避などの基本的な感染予防の対策を継続する必要があります。

コロナ感染対策の影響は、「テレワーク」や「時差出勤」など「新しい生活様式」への転換を求めただけでなく、災害活動支援隊の訓練にも大きな影響を与えており、「震災総合訓練」をはじめとする定期訓練や特別訓練などが中止又は規模を縮小せざるを得ない状況となりました。

そのため、従来の実働訓練以外の方法による隊員の活動能力の向上に向けた様々な取り組みを推進し、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に迅速かつ的確な活動が行えるよう大阪市消防局と一体となって万全の体制づくりに努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、明るく実り多いものでありますよう心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

CONTENTS

大阪消防 1
表紙：警防技術練成会

01：年頭にあたって
02：新年特集　大阪市消防局　各課
05：新年特集　大阪市消防局　各消防署
10：新年特集　大阪府内　各消防本部
14：災害活動支援隊長あいさつ
15：コンテンツ／災害概況
17：昨今の消防事情
19：必読！基礎から学ぶ救急活動!!
21：突撃取材！ウチはこんな訓練やってます！
22：CATCH UP WITH AND OVERTAKE
23：ザ安全管理
24：コマンドアイ
26：調査鑑識
29：We are Rookies！
30：大阪の消防NEWS
32：自衛消防隊紹介／女性防火クラブだより
33：救急安心センターおおさかだより／こんな声届いています！
35：【職務】「10条規制」と「17条規制」
37：【職務】文書事務について
38：The Black History
39：健康ダイアリー
40：FROM FIRE STATION

大阪市の災害概況

◎火災概況

	建物火災				小計	車両	船舶	爆発	その他	合計
	全焼	半焼	部分焼	ぼや						
11月中件数	4	1	8	20	33	1	0	0	4	38
令和３年11月末累計	18	14	111	288	431	38	2	2	78	551
令和２年11月末累計	23	16	116	316	471	43	1	0	109	624
累計比較	▲5	▲2	▲5	▲28	▲40	▲5	1	2	▲31	▲73

◎救急概況

	救急出場
11月中件数（概数）	18,085
令和３年11月末累計	197,920
令和２年11月末累計	199,486
累計比較	▲1,566

◎火災・救急以外の消防活動概況

	救助活動	危害排除	水防活動	その他の消防活動
令和３年11月末累計	3,417	1,209	25	1,117
令和２年11月末累計	3,209	1,081	0	1,111
累計比較	208	128	25	6

昨今の消防事情

予算の紹介
（令和３年度　大阪市消防局　歳出事業編）

総務課

～大阪市消防局のお金の話（第３回）～

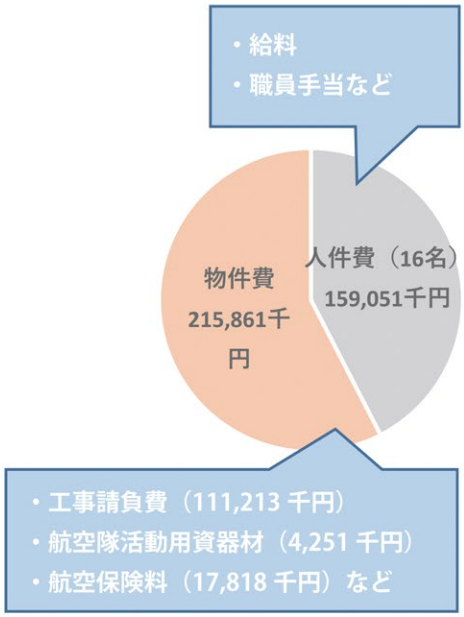
過去「第１回」では歳入について、「第２回」では歳出についてご紹介してましたが、今号では大阪市消防局が大阪府及び府内市町村と共同で実施している事業をご紹介します。

大阪航空消防

大阪市消防局が保有する２機の救助消防ヘリコプターは、どのように運営されているかご存じでしょうか？

大阪市消防局航空隊は昭和４５年に創設され、昨年５０周年を迎えています。５０年の間には「バングラディシュのサイクロン災害」「インドネシア・スマトラ島沖地震」など、国内外問わず活動しているのはご承知のとおりですが、運営は大阪府をはじめ、府内３３市町村により「大阪航空消防」として航空消防業務を実施しています。

令和3年度大阪航空消防運営費予算　374,912千円



令和３年度大阪航空消防運営予算は374,912千円となっており、大阪市が２分の１、府内市町村が２分の１を負担しています。

府内市町村の負担額は均一ではなく、人口や財政規模により按分され、負担額が決められています。また、大阪府から大阪市と府内市町村の運営費分担額の２分の１に相当する額をそれぞれの市に対し、補助が行われています。

参考　大阪市負担金　187,456千円
内訳　自主財源　93,728千円
　　府補助金　93,728千円

運営費用負担割合



大阪市（府内市町村含む。）は、大阪府からの補助金により、実質４分の１の負担となっています。

新機体「おおさか」号

新機体「おおさか」号（機体価格 21 億 9780 万円）の購入経費については、大阪市：大阪府が２分の１ずつ負担しています。



空から府民の皆様の安全を守ります！！

救急安心センターおおさか

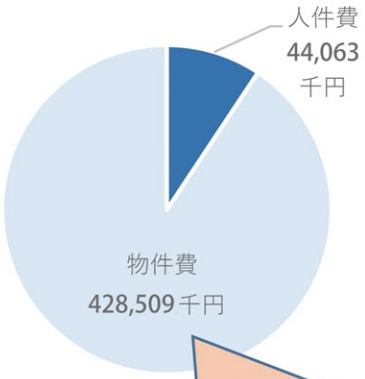
突然の病気やケガで「救急車を呼んだ方がいい？」「今すぐ病院へ行った方がいい？」など困ったときに利用できる電話救急相談サービス「大阪市救急安心センター」を平成 21 年 10 月に開設。その後平成 22 年には大阪市を含む府内 13 消防本部 16 市へ拡大、名称も「救急安心センターおおさか」に改称され、現在では 26 消防本部 43 市町村により共同運営しています。

令和3年度救急安心センターおおさか運営費予算　472，572千円

（ 新システム開発費用219，495千円含む。）


救急安心センター開設時


現在の「救急安心センターおおさか」



・委託料
　新システム開発業務（219,495 千円）
・役務費
　通信運搬費など（1,120 千円）

救急安心センターおおさか事業の実施主体は大阪市消防局で、令和３年度予算額 472,572 千円のうち、大阪市が２分の１、府内市町村が２分の１を負担しており、府内市町村の負担額は人口や財政規模により按分され負担額が決められています。

令和４年３月には新システムの運用が開始され、増加する相談への対応、外国人による多言語対応など、府民・市民の要望に応えるべく府内市町村一体となって救命率の向上、サービスの充実を図ります。

大阪市消防局からのお知らせ

大阪市消防局では令和２年４月から消防事業寄附金（ふるさと寄附金）の募集を開始しています。寄附をいただきました方には、楽しく防災を学んでいただけるよう、消防局オリジナルの寄附特典として、消防局見学･体験ツアーを用意しておりますので、皆様のお申込みをお待ちしています。

災害に強い大都市「大阪」・愛される「大阪市消防局」を目指し、まちを元気に、人を笑顔に！

ぜひ、「大阪市消防局」への応援をお願いします。

寄附のお申込方法

本寄附金ホームページ・申込書・電子申請のいずれかからお申し込みいただけます。

⇒スマートフォン・パソコンで…　大阪市ふるさと寄附金　検索

お問合せ先

大阪市消防局総務課（計理）

電 話 番 号：06-4393-6027

電子メール：pa0002@city.osaka.lg.jp



必読！基礎から学ぶ救急活動!!

本部救急隊の再編成について

2017年4月に1隊で発隊した本部救急隊は、2020年4月には第2救急隊が誕生し運用していましたが、救急隊員の感染防止など救急活動の安全性・円滑性の向上のため、2021年10月から本部救急隊の増隊編成を行いました。



今回の組織改正に伴い、下の表のように業務内容や勤務場所、勤務形態が変更になり大阪市消防局初の日勤救急隊が誕生しました。

（変更前）

	本部第一救急隊（A12）	本部第二救急隊（A13）
業務内容	通常災害対応及び本部救急隊研修（実務・派遣・集合）を主に行う。	通常災害対応及び集団災害等の特殊な災害から緊急消防援助隊等大規模な災害等、災害対応を主に行う。
勤務場所	九条庁舎	九条庁舎
勤務形態	隔日勤務	隔日勤務
隊員数	９名	９名

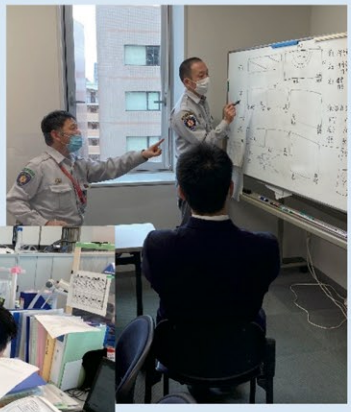
（変更後）

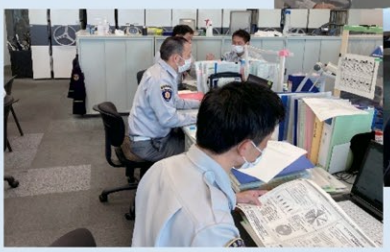
	本部第一救急隊（A12）	本部第二救急隊（A13）	本部第三救急隊（A14）
業務内容	救急需要に応じた災害対応及び救急活動における安全管理統括業務や各種救急隊員教育指導業務を主に行う。	通常災害対応及び集団災害等の特殊な災害から緊急消防援助隊等大規模な災害対応を主に行う。	通常災害対応及び本部救急隊研修（実務・派遣・集合）を主に行う。
勤務場所	消防局５階	九条庁舎	九条庁舎
勤務形態	日勤（平日）	隔日勤務	日勤（３６５日）
隊員数	３名	１０名（両部）	５名

本部第一救急隊（A12）









消防局5階で勤務し、速やかに災害対応できるように救急活動服で勤務しています。勤務体制は日勤者と同じであり、研修指導業務や安全管理業務の企画立案を担います。









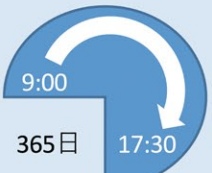
本部第二救急隊（A13）

隔日勤務隊として24時間九条庁舎で勤務しています。

災害対応を主として活動しており、集団災害や大規模災害時には救急指揮班の支援活動を行います。

本部第三救急隊（A14）









災害対応しながら九条庁舎で研修（OJT）を行います。 日勤者として勤務しており365日運用しています。

体制変更に伴い本部救急隊が一丸となり、全ての救急隊が安全でより良い救急活動を行えるように頑張って参ります。また、冬場は各種感染症が猛威を振るう季節であり、新型コロナウイルスに関しても先行き不透明な状況が続いています。皆様方も日々の体調管理に努めましょう。

突撃取材！

●●署（ウチ）は、こんな訓練やってます！

　このコーナーは、各署所で実施しているさまざまな訓練の様子を広報担当が突撃取材！！「ウチの署は、訓練スペースに限りがあるから…」「ウチの行政区は河川が多いから…」など、署所で創意工夫した訓練の様子をお伝えします！
　第９回は、福島消防署福島救助隊による【若年層職員に対する取組み】です！



今回、訓練を紹介してくれるのはこの人！



消防司令補
近藤　俊

どうも、いつもたすかっています！福島消防署です！

　福島のまちは、東側は高層建物などが多く、都心の様相を呈している一方で、西側は昭和初期に建設された長屋形式の住宅も多く残っており、レトロな雰囲気でノスタルジックな街になっており、災害現場も木造建物から高層建物まで多種多様です。今までの福島救助隊は、“生粋の福島救助っ子（福島で救助隊員になった）”が多かったのですが、昨年度から他署で経験を積んだ救助隊員が増え、手技手法や考え方の多様化により成長中です！

福島版“若年層育成計画”

『年間を通じた取り組み』
各担当が想いをもって、訓練内容を考察しています。

取組その①【育成訓練】
“基本・応用・総合”と段階的に実施！
使用する資器材の諸元確認から実施！
効果測定は実技と筆記！
“基本”の部では、基本結索や確保要領などを実施。
“応用”の部では、基本の部で修得したものを活かし、一箇所吊り担架、はしごクレーン、懸垂降下設定等を実施。
“総合”の部では、基本・応用の部で身につけた知識・技術を活用した想定訓練を実施。

各担当者の声

基本：永井士長
「基本を習熟し、自分の身を守る！　絶対に怪我をしない！」



応用：田中士長
「一緒に現場に出場した際に、実際に手伝ってもらうことを意識しました」



総合：宮森士長
「消防人としての、視野を広げるきっかけになれば！」



取組その②【資器材研修】

“毎月１回” シーズンに沿った研修を実施！

資器材の諸元だけでなく、メンテナンスなど掘り下げて座学を実施



各担当者の声



小東士長
紹介例①：７月は『水難現場で使用する資器材』
説明するだけでなく、実際に資器材を触ってもらうことで、印象に残るように意識しながら実施しています。また、１カ月後に知識を習得できているかの確認を質疑応答形式で実施しています。





山本主任
紹介例②：９月は『震災訓練時にも使用する無線機関係』
私が消防士のころ、資器材マニュアルや取扱説明書を用いた指導方法は説得力があり、また、その先輩に対して信頼感が生まれました。
私も、常日頃若年層職員の隊員たちに対して根拠を持って指導・アドバイスが出来るよう努めています。



若年層職員の声

若年層代表：４年目　上谷消防士
Q. 若年層育成計画について、率直にどう感じていますか？
A. 自分自身の技術や知識を再認識でき、成長できるきっかけとなっています！





さいごに



福島救助隊では、訓練や研修は各担当者が起案、調整し進めていく方針です。

年度当初に隊長から、各訓練や研修の担当者を指名され、これが各隊員の目標管理にも繋がっています。

正解は分かりませんが、隊員達は前例にとらわれずに自ら考え、取り組むことで成長に繋がっているという感覚があります。

そのなかで、若年層職員に対する取り組みは、年間を通じて段階的に実施し、その都度、効果測定を取り入れています。その結果、若年層職員の成長度合を把握でき、各個人に合わせた指導が行えています。



CATCH UP WITH AND OVERTAKE ～伝承～

このコーナーは、消防の先輩から後輩へ伝承することをテーマに色々な先輩方からのインタビューを掲載していきます。

今回ご登場いただくのは、警防課本部特別高度救助隊の本土司令です。 本土司令は、消防士長時代に機動指揮支援隊、消防司令補時代に救助指揮支援隊と警防課救助担当そして消防司令で、東成特別救助隊長を経て、現在の本部特別高度救助隊長に就任された経歴をもつ救助のエキスパートです。
インタビュアーは、本土司令を敬愛している本部特別高度救助隊の澄川が務めさせていただきます！！



救助訓練で培ったもの

澄川　本土隊長は、救助訓練に長年携わってこられましたが、この訓練で何が培われたと思いますか。
本土　ベタやけど、不撓不屈の精神力かな。
訓練でも現場でも何の仕事でもそうやけど、最初から上手くいくことなんか一つもないし、頑張っても報われるとは限らへん。けど、どうにかして一歩一歩最後まで諦めずにやり遂げるっていう精神力が養われたことが一番大きいかな。この時の経験があるから現場や日勤の仕事で困難に直面した時も乗り越えてこれたと思う。
澄川　なるほど、その不屈の精神力はどうやって養われたのでしょうか。
本土　影響が大きかったのは先輩の教え。
元々自分は人より何か秀でていた訳ではなかったから、とにかく我武者羅に訓練を重ねてきたけど、全然結果が出なかった。だけど、そんな自分を時に厳しく時に優しく育ててくれた先輩が居たから今の自分がある。要救助者、助けを求めている市民が待っている。だから俺らの仕事では何事も絶対に諦めたらあかんと教えてもらった。
目標を決めたらそれに向かって泥臭くてもいいから絶対に諦めることなくやる。古臭いかも知らんけど、苦境に立たされた時こそ気合、根性、忍耐が必要になる時が来る。その時にここぞとスイッチを入れられるようになれたのは、この訓練で限界まで自分を追い込むほど真剣に取り組んできたからやと思う。
あとは、長く訓練をやってきた中で、自分一人で成長はできなかった。導いてくれる先輩、苦楽を共にする仲間に対する感謝の気持ちと思いやり。これが欠けてしまったらいいチームは作れない。これが自分の消防人としての芯になっている。

救助訓練は
災害現場に対する
「究極の備え!」
大阪市消防局公式
YOUTUBE

訓練の取り組み方

澄川　本土隊長が、新人の頃からずっと障害突破を続けてきた中で、訓練の取り組み方について何か変化はありましたか。
本土　自分が後輩に教える立場になって今までの訓練を振り返ったときに、これまでは先輩任せで自分では何も考えずに、ただ、数を重ねるだけ。タイムに一喜一憂。という訓練をやっていたと気付いた。一つ一つの技術を上げていくためには、毎回訓練を振り返って何故ミスしたのか？具体的にどう改善するべきか？を考えることが重要で、そうして試行錯誤して訓練を繰り返していかないと上達していかない。振り返り、改善、実践が大切であるということ。これは、全ての仕事に当てはまる事やと思う。
澄川　僕自身も消防士の頃は、タイムに一喜一憂していましたが、消防士長になって本土隊長と出会い、訓練の取り組み方や考えることの大切さを教えてもらいました。
本土隊長の指導を受け、現場を常に意識した訓練という印象を強く感じ、全ての訓練は現場のためにあるという大切なことを学びました。障害突破を現場に繋げるという部分で意識していたことはありますか。
本土　「訓練に基本なくして応用なし！」というような言葉を聞くけど、そもそも現場があるから応用技術が生まれ、応用技術のために基本技術がある。だからこそ、この基本技術はこんな現場活動に繋がるんや、という事が理解できるように伝えることを心がけていた。また、現場は訓練のようにやり直しはきかないので、訓練も毎回この１回にかけるという厳しい気持ちで挑むことで災害現場に立ち向かうための強い精神力が養われるし、一つ一つの行動に確実性が出てくる。このように訓練を重ねていけばその技術は確実に現場に活かせるものになっていくと思う。
澄川　現場のため、現場に活かすってことが何より大切ですよね。今必死に頑張ってる隊員も１回の訓練を大切に、やり直しのきかない現場をもっと大切にしてもらいたいですね。



【主な経歴】
昭和54年生まれ(42歳)、平成10年4月拝命
平成10年10月　福島消防署
平成14年10月　天王寺消防署
平成20年４月　機動指揮支援隊
平成21年４月　中央消防署
平成25年４月　救助指揮支援隊
平成28年４月　警防課救助担当
平成30年４月　総務課サミット消防対策室
令和元年10月　東成消防署
令和3年４月　本部特別高度救助隊

後輩の育成

澄川　僕も本土隊長に育てられた後輩の一人ですが、時に厳しく、諦めそうな自分を奮い立たされ、時に優しく接してくれ、よく泣かされたのを覚えています。あらためて後輩の育成について、心がけていたことを教えてください。
本土　これまで成長してこれたのは、先輩の導きもあるけど、後輩との出会いも大きい。後輩に伝える立場になったからこそ、伝える事の一つ一つに根拠と理由を持つようになって責任感が養われたと思う。
自分がそうであったように、後輩は常に先輩の後ろ姿を見ているので、自分の行動が後輩の目標になると考えればその責任は重い。だけど、その視線に応えるからこそ自分の成長に繋がるし、後輩がまたその後輩を育てる伝承にも繋がる。伝承が伝承を生む。この意識を持って後輩に向き合い、大切な事を沢山伝えていってもらいたいと思う。

後輩たちへメッセージ!

澄川　最後に、後輩たちに向けて、メッセージをお願いします。
本土　救助訓練は現場で活動する上で不可欠な要素が詰まっています。
常に危険が伴う災害現場で、最善の活動をするために求められる瞬時の状況判断、迅速な行動とリカバリー。現場で自分自身や仲間の身を守るためにそれぞれの限界を知ること。誰もが絶望するような状況においても絶対に諦めずに危機を打開する不撓不屈の精神。現場に繋げる意識を持って訓練に挑むことで、この訓練は「究極の備え」になります。
災害現場が減少している今こそ、訓練に明確な目的と目標を持って取り組み、この訓練を通して消防人としての成長に繋げていってもらいたいと思います。



安全確保の原則

一、安全を優先して活動すること
二、安全は、自ら確保すること
三、気力を充実すること
四、現場最高指揮者等は、隊員の掌握に努めること
五、現場装備は、完全に着装すること
六、警防機器の機能を知り正しく操作すること
七、現場規律を厳正に保持すること
八、単独行動を慎むこと
九、状況の急変化においても冷静さを失わず安全確認を確実に行うこと
十、過去の事故事例を教訓とすること

（警防活動における安全対策基準）

『ザ安全管理』は、団塊世代の大量退職により消防活動経験の喪失が大きな課題となっている現在、警防部所属の相当にベテランの先輩職員達が、自身の経験や体験を踏まえながら『安全確保の原則』を再確認しつつ、警防活動、警防訓練等の実施時における安全対策をああたこうだと熱く語り合うことで、次世代を担う消防職員の皆さんの意識高揚を図るとともに、教訓とノウハウを伝承する対談形式の記事です。

今月のテーマ

「伝」



徳野：さぁ、今月は先月号で話しに上がっていた「伝」について話をしていきましょう。人に伝えるって、本当に難しいですよね。

大塚：やっぱり日頃からのコミュニケーションが大事やな。お互いにどういうことを考えているか、普段から信頼関係を築いて「この人が言うてるんやったら間違いない」というチームビルディングをしておかなあかんな。

居波：そうやなぁ。信頼関係は、めっちゃ大事やな。後輩目線で欠落事項を発見しても、先輩や上司に意見を伝えることが中々出来へん。信頼関係を構築していく上では、必ず「否定せずに意見を聞く耳を持つ」という事も大切やな。

西田：信頼関係を築いていつも訓練している仲間とやったら、お互いの動きも分かっているし任務分担もすぐ出来るから、どんな困難な現場でも安心して対応することが出来るしね。

徳野：焦っている時に、信頼している仲間が「落ち着いていこう」、「きっちりやろう」という声をかければ、落ち着きを取り戻せますもんね。

大塚：どんな現場でもしっかりと声を出して、どういう活動をするとか、どこから進入するとか、ちゃんと明確に意思疎通して、お互いの考えを伝えておくことも大事になってくるなぁ。

居波：僕は現場ごとに毎回ミーティングをして、良かった点や反省すべき点を隊の中で共有するようにしていたなぁ。その他にも、使用前点検で毎回同じ訓練をやり続けるようにしていた。そうすることで、みんなが戦術を理解し、そして共有して、次の現場に繋げていけばいいと思うねん。

西田：毎日訓練やミーティングをしっかりやっていれば、技術も高まるし、隊員間で共通事項を認識することが出来ますもんね。その結果、慌てず活動が出来るから、出場途上の事故の防止にも繋がるんじゃないでしょうか。

徳野：その通りやな。だから、当務の人員だけが共通認識持つんじゃなくて、全員に伝えていかなあかんな。

大塚：でも伝え方って、大事ですよね。相手に伝わってこそ、意味がありますもんね。そのためにも、時代に合わせて伝え方を変えていかなダメじゃないですかね。でも先月号で話に出た「消防戦術のコンプライアンス」から逸脱しないように、過去の教訓や知恵をしっかりと伝承していく必要があるんじゃないでしょうか。

居波：「しらない、やらない、できない」をなくしていくために、しっかりと伝えていく必要がある。そのためにも、先人が残した教訓や過去の資料からも学んでいかなあかんなぁ。それは、個人でも出来ることやしね。自分で知識や技術を高めることは、非常に重要なことやからね。

西田：普段の訓練でも、なぜこの救出方法を選択してるのか隊員に伝達してあげないといけないですよねぇ。そして、長所と注意点を理解させて、危険因子を事前に伝えることで事故を無くさないとあかん。

徳野：もうすぐ消防救助技術練成会がありますが、まずは取り扱う資器材の諸元性能、設定場所、設定要領、危険箇所なども皆で確認し、操法を実施する前に、しっかり職員に段階を踏んで安全管理意識を伝えていかないとあきませんねぇ。

大塚：特に、若年層職員はまだ知識も経験も少ないから、どういうことが事故に繋がるかを想像出来へんもんな。

居波：そうやなぁ。何でこういうことを何度も何度も言うのか、という想いを伝えていきたいね。

西田：それでは、来月のテーマは「想」でいきましょう！



徳野：最年長。いつも冷静沈着で、トークのまとめ役。



大塚：海外派遣も経験している救助のエキスパート。



居波：数々の災害現場を経験した“現場の鬼”。



西田：自分に厳しく！人にやさしく！トークの進行役。

内火災～延焼を最小限に抑えた4つのポイント～

北方面隊

はじめに

今回紹介するのは、木造2階建住宅の1階から出火し、3方向に延焼危険のあった内火災である（写真①参照）。

本火災現場にいち早く駆け付けた当局職員が迅速かつ的確に119番通報、消防隊の誘導等を行った。また同時に、最先着消火隊が積極果敢な屋内進入と効果的な放水を行った結果、延焼を最小限に抑えた。

本稿では、防ぎょ困難な内火災の延焼を抑える要因となった活動を中心に見ていく。



写真①

災害概況

焼損棟1
木造瓦棒葺トタン張2階建住宅（建40㎡／延80㎡）のうち1階40㎡、2階3㎡焼損、2階側壁3㎡焼損

焼損棟2
木造瓦棒葺モルタル塗2階建住宅（建40㎡／延70㎡）のうち2階小屋裏3㎡焼損

覚知時間	16時52分
第1出場	16時52分
先着隊到着	16時56分
第2出場	16時59分
鎮圧時間	17時28分
鎮火時間	19時22分

活動内容

非番職員A
出火建物の近隣にすむ職員Aが、非番日に自宅にいたところ、黒煙が上がっているのをベランダの窓越しに認めたため、直ちに自転車でその煙の方向に向かった。黒煙の発生場所に到着すると、路地奥で2階建木造住宅の1階が燃えていたので、直ちに路地入口付近の建物の住居表示を確認して119番通報を行った。

通報後、火元建物に至る路地に入ろうとする男女を発見したので、追いかけて引き戻した際に、「まだ中に2人いる、2人以外に逃げ遅れはない」との情報を聴取した。ほどなく消防車のサイレンが聞こえたため車両誘導に向かい、現場到着したH消火隊に「出火建物は路地裏である、要救助者が2人いる」と伝えたうえ、火元建物に至る路地（写真②参照）まで誘導した。



写真②

隊と連携して玄関から屋内進入すると、濃煙熱気の中で3mほど進入したところで床面から天井まで立ち上がった火炎を確認した。その時「要救助者2名は指揮本部にて面確済」との無線を傍受したため、活動を検索から主火力の制圧に切替え、ほぼ1階のみの焼損に抑えた。

活動のポイント

迅速かつ的確な災害点の修正

指令センターは、職員Aの通報の直前に別の通報を受けて500mほど離れた住所への出場を指令していたが、職員Aの通報により正しい住所に修正している。

煙は風にのって広範囲に広がるため、煙気・臭気によって、災害点を特定するのは難しい。本火災は内火災で3方向に延焼危険があり、早期の災害点修正が延焼防止につながった。

出火建物への進入経路の早期把握

内火災は面火災・角火災と違い、進入経路が制限される。進入経路を間違えば、筒先配備に大幅な時間を要すことになり、延焼拡大に直結してしまう。本事例のように誘導があったことは、防ぎょ困難な内火災での延焼防止に大きく奏功した。

積極果敢な屋内進入

重点検索箇所の1つである入口から3m付近の検索をあきらめることなく正確かつ迅速に実施したことが、火点の早期発見につながった。

効果的な放水

天井面への放水により落下物の確認をした後、効果的な放水により主火力を制圧し、ほぼ1階のみの焼損に抑えることができた。

H消火隊

H消火隊は、職員Aの車両誘導とANSINの的確な活用により、タイムロスなく直近部署した。職員Aの誘導で火元建物に至る路地まで移動したところで黒煙の噴出を認めたため、H小隊長は第2出場の要請をするとともに、職員Aから提供された情報を本部へ即報した。

火元建物に至り、要救助者の検索を行うため、N救助隊と連携して玄関から屋内進入すると、濃煙熱気の中で3mほど進入したところで床面から天井まで立ち上がった火炎を確認した。その時「要救助者2名は指揮本部にて面確済」との無線を傍受したため、活動を検索から主火力の制圧に切替え、ほぼ1階のみの焼損に抑えた。

まとめ

内火災は、現場に近づくほど周囲の建物の影響で死角が多くなり、状況把握が難しい。また、ひとたび延焼すれば、消火活動は難しくなり、大火につながってしまう。

今回の事例では、非番職員の迅速かつ的確な通報や消防隊の誘導、また、先着消火隊の積極的な屋内進入と効果的な放水により、防ぎょ困難な内火災における延焼を最小限に抑えることができた。

今回挙げたポイントは、内火災に限らずすべての火災に必要不可欠な活動である。小隊長だけでなく隊全員で共有し、火災による被害を軽減できるよう、今後の活動の参考にしていただきたい。

調査鑑識

Survey & Investigation

－次世代に語り継ぎたい火災調査－





第七走者
平野消防署　警防担当
大木 伸一　司令補

▷ 次世代に残したい事例 “質問調書の在り方について”

「次世代に語り継ぎたい火災調査」第七走者は、平野消防署警防担当の大木主任です。

火災調査における立証は、現場の焼けの状況から行われることが原則ですが、火災は証拠の隠滅現象であるため、故意又は過失等の人的要因によって発生する火災については、焼き状況のみから出火原因を究明することは非常に困難です。そこで、関係者や警察機関に質問して情報を求めます。

質問の内容は、火災発生前の物的状況や被質問者の行動、火災発見時の燃焼状況、出火に至らしめた直接の行為等であり、作成される質問調書は出火原因を究明する重要な資料となります。しかし、時には被質問者の虚偽の供述により、出火原因究明の障害になることもあり、その取扱いには注意が必要です。今回は、質問調書の在り方について参考となる事案を紹介して頂きます。

▷ 質問調書をとった相手が半年後に逮捕！？

【火災概要】　出火日時：平成 26 年某日の夕刻
り災程度：鉄骨造 4 階建共同住宅の一室において、室内 1 ㎡及び天井側壁 5 ㎡焼損。
占有者の男性 1 名が死亡。訪れていた女性が帰宅して 15 分後に出火しており、消防は女性に対して質問調書を作成した。

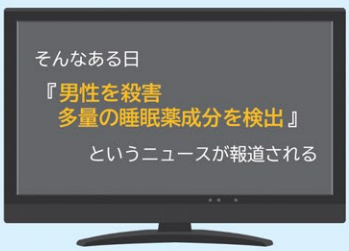
【質問調書の実情】

被質問者は自らの不利にならないように、事実を歪曲して供述することがある。火災の多くは、人間の過失から因果関係が発生するため、どの時点における行為が出火に繋がったかについては行為者自身の認識がないのが一般的で、加えて自己の行為によるものであることを否定しようとする意識が潜在するため、核心に触れた証言は中々得られないのが実情。





寝具の素材や開口部の状況、時間経過からたばこから出火した可能性は低い



女性の供述には不可解な点はない…
しかし、すべて鵜呑みにして完全に否定することもできない

ライターオイル絡みの着衣着火か？それとも…顔見知りによる放火か？

消防的には確証は得られず「不明」と判定



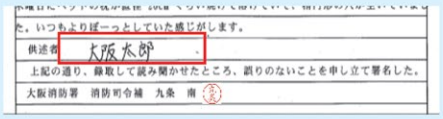
▷質問調書の意義を考える

point1

【質問調書は“任意性”が重要】

調書としての内容に任意性が認められなければ、裁判において証拠能力を失う。そのため、法律上、質問の方法を直接制限する明文はないが、証拠価値の視点からの制限はあるということ。

自己の期待する方向へ供述を誘導してはならないのはもちろんのこと、第三者の伝聞事実をあたかも被質問者が体験した事実かのように記載しないようにする。



読み聞かせて署名・押印をもらうのは、その供述が任意になされたことを証明する担保になる
任意性を保つために、質問の実施場所や時間、手続き等を考慮する

point2

【質問調書は供述を“録取”したもの】

録取とは、被質問者の供述を一言半句落とさずに記録する速記とは異なり、供述した内容が要約されて意味が誤りなく記載されていることをいう。要約により供述内容にニュアンスが変わらないように注意して、適録することが重要。

Point3

【被質問者が被疑者となった際は注意】

発火源となった物件が警察に押収された場合、消防はその物件の見分を欠かすことはできないが、放火の手口については、強いてその手口を明らかにする必要はない。したがって、実務上においては無理に質問権を行使する必要はなく、警察の捜査に支障を及ぼさないよう、適切に必要の要否を判断する。

▷大木主任に聞いてみました



消防と警察、一緒に走っても目指すゴールは違うからね

（秋） ニュースを見るまでは、犯罪の可能性については分かりませんでしたか?

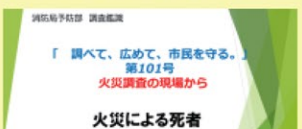
（大） ニュースを見たときはびっくりしたな。逮捕された女性が出火の 15 分前に家にいたという情報を警察から聞いたから、出火当日の状況や、占有者の普段の様子や火気の取り扱いを聴取する目的で質問調書を作成したんやけど、録取している際の印象では、犯罪性を匂わせる感じは全然なかったからな。少しヘルパーさんの供述と矛盾するかなとは思ったけど、特段おかしい供述はなかったよ。でも、今思えば、たばこの不始末が普段からあったことについては強調するように供述しているのかもしれないけどね。

（秋） 消防の出火原因の見解はどうでしたか?

（大） たばこの不始末が普段からあったってことやけど、寝具の素材や燃焼状況、時間経過から考えて、たばこからの出火はないかなと見立てていたよ。質問調書では、「占有者がいつもよりぼーっとしていた」って自損放火を匂わせる内容もあったんやけど、助燃材は撒かれていないし焼身自殺の可能性は低いかなと考えていた。だから、消防的には不注意の着衣着火か、それとも何者かによる放火かなと思っていたけど、どちらも確証は得られないってことで不明で処理したよ。

（秋） こうやって嘘の供述をされると、出火原因の究明は難しいですね。

（大） そうやな。最終的に分かった情報では、逮捕された女性には放火で前科もあったってことで、もしかしたら警察は実況見分の時点で何か掴んでいたのかもしれんな。消防に犯罪の捜査権があるわけじゃないから、関係者に踏み込んだことは聞くべきではないけど、こういう点は特に警察と連携することは必要かもね。ただ、大事なのは**消防の目的は決して「犯人探し」ではない**ってこと。解剖結果で、多量の睡眠薬が検出されたとしても、自分が飲んだのかもしれへんし、その情報で女性による放火やって決めつけてはあかんと思う。あくまで、消防の立証の原則は「現場の焼けの状況」にあるんやから、消防の持っている情報から言える判定でいいと思うよ。警察が放火を疑っているからといって、消防も無理に合わせる必要はないってことやね。



解剖結果についても、出火原因を検討する上では非常に重要です。
「調べて、広めて、市民を守る。」
第１０１号に死因の解釈などを紹介していますので是非チェックしてみて下さい。



勉強になります!

後輩たちに一言お願いします

原因調査では、関係者の供述は重要ですがそこに先入観を持ってはいけません。とはいえ、供述を全て鵜呑みにしてもいけません。質問調書の目的を適切に理解し、あくまで消防の立証は現場の焼けにあることは忘れないでください。

We are Rookies

W e a r e R o o k i e s !

第111回　初任教育入校式



令和３年 10 月６日大阪府立消防学校において、第 111 回初任教育生 105 名が入校しました。

令和４年３月 28 日までの約半年間、消防学校での初任教育に励んでいきます。消防職員、公務員としてはもちろんの事、「人」として大切な事を学び、また災害現場で必要な基本的知識や技術をしっかり理解し、目配り、気配りのできる元気ある消防職員として成長していきます。

また、10 月は多くの行事を経験することができました。国際緊急援助隊訓練の見学や２年に１度行われる消防殉職者慰霊祭。山岳徒歩訓練では、山道歩行の注意点や遭難時の対応など危機管理をしっかり意識しながら仲間との絆を深めました。到着後の大東市野外活動センター敷地内での整備作業では 105 名の「マンパワー」の力を実感させられました。斧での薪割りや鎌での草刈りなど、とても良い経験になったのではないでしょうか。

10月14日　安威川ダム国際緊急援助隊訓練　見学





10月15日　消防職員殉職者慰霊祭





10月27日　野外活動センター整備作業（山岳徒歩訓練）











大東四條畷消防本部

大東市女性防火クラブが初のオンライン会議に挑戦！

コロナ禍での地域の会議や打合せの開催はどこも苦労されていると思います。

地域の防火・防災の担い手である、大東市女性防火クラブでは、昨年から特に緊急事態宣言中の会議などは中止や書面会議にせざるを得ず、イベントやリアルに集う場がなくなることでコミュニケーションの希薄化が課題となっていました。そこでこの度、「新しい生活様式」を取り入れるべく、リモートによるオンライン会議に挑戦しました!

初めは、慣れないWi-Fiやスマートフォンの設定に苦労しましたが、記念すべき第1回目となる9月14日の会議では、各自が自宅などから時間通りにオンライン参加。大きなトラブルもなく、無事に開催できました。参加者からは、「皆さんの顔を見ながら一体感があった。」「思っていたより簡単に参加できた。」など上々のご意見をいただきました。

「コロナに負けるな!」大東市女性防火クラブは、ニューノーマルとなる活動を始めました。



松原市消防本部

「セブンパーク天美」のオープンに先駆け消防隊が合同訓練を実施

松原市に大型商業施設「セブンパーク天美」が11月17日にオープンしました。

「セブンパーク天美」は、5階建、延面積約12万㎡と市内初の大型商業施設で、10スクリーンの映画館と約200店舗の消防検査に、7週間を要しました。また、開業後は、個別の警防計画により対応にあたることとしています。

オープンに先駆け10月29日に施設関係者170名と消防職員30名が参加する合同訓練を実施しました。訓練は、1階店舗から出火したことを想定し、自衛消防隊による「通報訓練」「避難誘導訓練」「消火訓練」と、消防隊による消火、救出、救急などの対応訓練を行い、施設関係者と消防隊との連携による活動の重要性を確認しました。さらに全体訓練が終了した後に、各店舗から参加した関係者に対して、初期消火の基本となる消火器の取り扱いを指導しました。

オープン時期や年末年始の繁忙期を迎えるにあたり、さらなる火災予防に努めていただくようにとお願いし、合同訓練を終了しました。



泉大津市消防本部

コミュニティFM放送局（FMいずみおおつ85.5MHz）に出演し広報活動を実施

泉大津市消防本部では、当市火災予防協会の協力により、地元ラジオ局「FMいずみおおつ」の番組、「火消し855（ひけしやごーごー）」を制作し放送しています。

番組では、全国火災予防運動などに合わせ、年間4回の放送に消防職員が出演し、火災予防をはじめ、住宅用火災警報器設置相談、熱中症対策、救急車の適正利用など幅広い普及啓発を実施しています。

また、当市女性消防団員が番組パーソナリティーを務めており、消防団の活動報告や防火訪問時の体験談など、身近な防火知識や地域と連携した取り組みを紹介するとともに、生放送中にリスナーからの様々な質問に答えるなど、番組内容を工夫しています。

コロナ禍で市民の方々の「おうち時間」が長くなり、直接対面による普及啓発の機会が減少していることから、当市消防本部では、これからもSNS等で積極的な発信を行うとともに、様々な広報媒体を活用し、幅広い世代に対して普及啓発を進めてまいります。



池田市消防本部

予防技術資格者による研修会を実施

池田市消防本部では、令和3年10月13日（水）、14日（木）、15日（金）の3日間　、職員を対象に予防技術資格者による研修会を実施しました。これは普段、予防業務に携わることの少ない現場配置の職員を対象に、予防技術に関する知識の向上を目的として実施したものです。

研修会では、予防技術資格者として認定された予防課員が、「消防用設備」と「危険物」の講義を行い、「消防用設備」では用途判定や防火対象物使用開始届の重要性、「危険物」では危険物の性質や危険物取扱者についてなどを講義しました。基礎的な内容となりましたが受講職員からは、「わかっていそうでわかっていなかったことが浮き彫りになった。消防職員として必要な予防の知識を今後も学んでいきたい。」と反響がありました。

今後も予防に関する研修会を継続して開催し、予防体制の充実強化に努めてまいります。

自衛消防隊紹介

港区　特別養護老人ホーム　愛港園・第２愛港園

特別養護老人ホーム愛港園・第２愛港園は、天保山運河や三十間堀川に挟まれた海辺に近い静かな立地にある介護老人福祉施設です。

当施設を運営する社会福祉法人みなと寮は、救護施設４カ所、更生施設１カ所、特別養老人ホーム３カ所、認知症対応グループホーム１カ所、地域在宅サービスステーション２カ所、地域包括支援センター１カ所、生活困窮者自立相談支援事業３カ所等を運営しており、事業所間で連携して、より良いサービス提供に取り組んでおられます。

愛港園は平成４年、第２愛港園は平成５年に港自衛消防協議会に入会され、多年にわたり役員を務め当協議会の円滑な運営に尽力していただいております。また、各種事業や技術競技会にも積極的に参加されており、令和２年には優良自衛消防隊として表彰されるなどの実績を持ち、署員一同心強く感じております。



社会福祉法人みなと寮は、地域に密着した支援、地域ニーズに応じるサービス、地域に貢献する事業をキーワードに、常に福祉サービスの質の向上を目指して取り組みを行っています。

２ヶ月毎に防災訓練を実施し、利用者様の安全を確保し、地域防災活動に貢献していきたいと考えております。

自衛消防隊長



愛港園
梅川　健司



第２愛港園
森田　増穂

女性防火クラブだより

生野区

生野区女性防火クラブは、平成３年７月23日に発足して以来、昨年30周年の節目の年を迎えました。日々、各種行事、防災訓練に奔走し、地域の活性化、防災力の強化に努めているところであります。

全国的にも少子高齢化問題が危惧されておりますが、生野区は大阪市内でも特に高齢化が進んでいる地域です。一昨年より高齢者防火推進期間中だけではなく、生野区19連合の女性防火クラブ員が、定期的に各連合の高齢者宅へ防火訪問を実施するなど、災害弱者への対応強化を重点に精力的な活動を続けておりました。

しかし、昨年は年度当初より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動が制限され集合会議すら実現できていない状況にありました。今年も新型コロナウイルスの感染状況によっては活動に制限がかかる可能性も十分に考えられます。それでも活動できる範囲で「自分の家は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」のスローガンのもと、私たち生野区女性防火クラブが行政、地域の「架け橋」となり、地域コミュニティーに大きく貢献していく所存です。



安心センター、ここが変わります‼

2022年、更なる業務の質の改善を目指し、救急安心センターおおさかの体制が三点ほど新しくなります。①安心センター執務室の移転。現在は大阪市消防局の庁舎7Fですが、新年度からは庁舎5Fに入ります。見学スペースも新設される予定ですので、見学希望の方はお気軽にお声がけください。②安心センターで使用するシステム（機器すべてにソフトも含めて）の一新。新システムには現状の課題を分析して多くの改良が加えられますが、その中でも複数ある機器の一体化、大阪市外の本部への電話転送の直接化が大きいです。医療相談と病院案内を現在は異なる端末で操作していますが、新システムでは一度で操作できるよう端末が一体化されます。また相談の結果救急要請となった電話を大阪市外の本部につなごうとした場合、今はまず大阪市の指令センターに転送し、そこから更に該当本部に転送せざるを得ないのですが、新システムでは該当本部に直接転送できるようになります。③新しい電話救急医療相談プロトコルの導入。症状の緊急性を判断するためのプロトコルがこれまでのデータを踏まえ委員会等※の検討を経て改訂されました。新年からは改訂版を導入することで、より精度の高い相談の実現が期待できます。

本年も前進し続ける救急安心センターおおさかにどうぞご期待ください。

※「救急安心センターおおさかプロトコル作成検討委員会」及び「救急安心センターおおさか検討・検証作業部会」



最前線の声

一言お礼を申したく投書させていただきます。

４月下旬に新型コロナウイルスを発症し、自宅療養中だった身内の者を搬送して下さった救急隊の皆様に大変お世話になりました。

その後、入院を経て無事に回復することができました。こちらからの通報に救急出動していただいた際、その場での聞き取りなどの中、保健所の方との電話でのやり取りにも立ち会って下さり、とても励まされました。

後に分かったことでしたが、搬送時にはすでに肺炎がかなり進行していて、本人の自覚症状よりもはるかに状態は深刻でした。もし搬送が半日遅れていたらと想像すると、新型コロナウイルスの怖さを改めて思い知ります。入院ができる病棟の空きが見つかるまでの数時間、救急車内での酸素吸入を続けていただけた現場でのご判断が功を奏したと考えております。お世話をおかけした救急隊員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

災禍の最前線で懸命に勤務される方々に、日々深い敬意と信頼をいだいております。本当にありがとうございました。

他にも、新型コロナウイルス感染症対応の最前線で業務に奮闘する救急隊員への心温まるメッセージを多数いただいています。市民の皆さまの心のこもった温かいメッセージは、確実に隊員一人ひとりの心に届いています。

引き続き、消防局職員一丸となって頑張ってまいりますので、市民の皆さまも、ご自身や大切な家族を守るため一人ひとりが感染防止対策に取り組み、この難局を乗り越えましょう。

職務

「10 条規制」と「17 条規制」における消防用設備等の設置基準の違い

予防部規制課（危険物）

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所や貯蔵所、取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その用途の性質上火災の危険性が高いため、学校や病院、共同住宅などの防火対象物（以下「一般建物」という。）とは適用される条文が異なります。

今回は、危険物施設と一般建物における消防用設備等の規制の違いについて紹介します！

消防用設備等に係る根拠法条

危険物施設の消防用設備等は、消防法第10条第4項の技術上の基準（以下「10条規制」という。）により、貯蔵し、又は取扱う危険物の品名や危険物施設の規模等に応じて、その設置が義務付けられています。

一方、一般建物の消防用設備等は、消防法第17条第1項及び第2項の技術上の基準（以下「17条規制」という。）により、建物の用途や延べ面積、高さ、収容人員等に応じて、その設置が義務付けられています。

「17条規制」の工場（一般建物）の一部に「10条規制」の一般取扱所（危険物施設）を設ける場合、消防用設備等の設置の考え方は？

危険物施設に係る消防用設備等については、一般法としての消防法第17条に対して、特別法である同法第10条第4項の規定のみ適用されます。

消防用設備等の設置について、建物1棟全部が危険物施設である場合は当然10条規制となります。では、一般建物の一部に危険物施設がある場合、どのように規制されるのでしょうか。自動火災報知設備を例に以下で説明します。

消防用設備等の要否の判定方法

●「10条規制」での要否は、危険物施設部分のみで要否を判定します。

●「17条規制」での要否は、危険物施設の床面積を含んだ建物全体の延べ面積で要否を判定します。

（例）自動火災報知設備の場合…

例1



●**10条規制**
一般取扱所部分だけで要否判定
・倍数：150 倍≧100 倍
→自動火災報知設備「必要」

●**17条規制**
一般取扱所の面積を含めた建物全体の延べ面積で要否判定
・延べ面積：400 ㎡＜500 ㎡（12 項イにおいて自動火災報知設備が必要となる延べ面積）
→自動火災報知設備「不要」

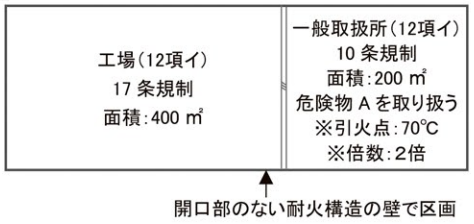
消防用設備等の要否判定の結果



自動火災報知設備の設置は**「一般取扱所部分」**だけでよい。

※ただし、消防用設備等が危険物施設にだけ設置されない場合もあります。

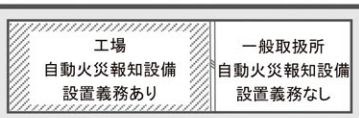
例2



●**10条規制**
一般取扱所部分だけで要否判定
・倍数：2倍＜100 倍
・延べ面積 200 ㎡＜400 ㎡
・一般取扱所と工場が開口部のない耐火構造の壁で区画されている
→自動火災報知設備「不要」

●**17条規制**
一般取扱所の面積を含めた建物全体の延べ面積で要否判定
延べ面積：600 ㎡≧500 ㎡
→自動火災報知設備「必要」

消防用設備等の要否判定の結果



自動火災報知設備の設置は**「工場部分」**だけでよい。

10 条規制と 17 条規制の消防用設備等の比較

10条規制及び17条規制で必要とされる消防用設備等について比較したものを下の表にまとめました。

10条規制の消防用設備等には、17条規制にはない「水蒸気消火設備」と「消防機関に報知ができる電話」があります。

「水蒸気消火設備」は、溶融硫黄（第２類　可燃性固体）を高温・高熱状態で貯蔵するタンクなどで、災害発生時に消火活動により、急激に冷却されることにより、二次災害が発生するおそれのあるものに設ける必要があります。

「消防機関に報知ができる電話」とは、加入電話等が該当します。

	10 条規制	17 条規制
消火設備	・消火器具 ・屋内消火栓設備 ・屋外消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備 ・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備 ・水蒸気消火設備	・消火器具 ・屋内消火栓設備 ・屋外消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備 ・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備 ・動力消防ポンプ設備
警報設備	・自動火災報知設備 ・非常ベル装置 ・拡声装置 ・警鐘 ・消防機関に報知ができる電話	・自動火災報知設備 ・非常警報器具又は非常警報設備（非常ベル、放送設備等） ・ガス漏れ火災警報設備 ・漏電火災警報器 ・消防機関へ通報する火災報知設備
避難設備	・誘導灯	・誘導灯　・避難器具（避難はしご、緩降機など）
消火活動上必要な施設		・排煙設備　・非常コンセント設備 ・連結散水設備　・無線通信補助設備 ・連結送水管
消防用水		防火水槽　等

※下線の消防用設備等は、「10 条規制」と「17 条規制」ともに、設置基準が規定されているもの



「10条規制」と「17条規制」には共通する消防用設備等が多くありますが、それぞれの根拠となる条文では、一部異なる技術基準を規定しています。

消火設備及び警報設備のうち、代表的な屋内消火栓設備及び自動火災報知設備で説明しますと、次のような違いがあります。

【屋内消火栓設備】

	10 条規制	17 条規制（1号消火栓）
水源水量	・設置個数が最も多い階の設置個数に7.8㎥を乗じて得た量以上（階の設置個数が5を超えるときは5）	・設置個数が最も多い階の設置個数に2.6㎥を乗じて得た量以上（階の設置個数が2を超えるときは2）
放水圧力	0.35 MPa 以上	0.17 MPa 以上
流量	260 L／分以上	130 L／分以上
予備動力源	45 分間以上作動できる容量	30 分間以上作動できる容量

【自動火災報知設備】

	10 条規制	17 条規制
天井裏	・感知器は、屋根（上階のある場合にあっては、上階の床）又は壁の屋内に面する部分（天井のある場合にあっては、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設置	・感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井がない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設置 ・ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては、天井裏に設けないことができる。

「10条規制」ではその用途の性質上、水源水量や放水量が「17条規制」に比べて多く必要されるなど、消防用設備等の技術基準が異なる部分がありますので、よく理解し、事前相談時や許可申請書類の審査時には適切な指導が行えるよう整理しておきましょう！



文書事務について　–保存・廃棄–　　総務課（法務）

■　公文書の保存について

公文書は、受理した届出の処理や警防活動の結果報告など、その施行が完了した後も、文書分類表に定める保存期間が満了するまでの間は事務所や書庫で保存しなければなりません。

大阪市における公文書の保存期間は一定ではなく、事務事業の性質、内容等に応じて分類して編集する簿冊ごとに、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおり６種類に区分されています。

保存期間の区分と文書分類の例

保存期間	文書分類名称				常用期間	簿冊名称
	款	項	目	節		
１年未満	共通・総務	共通	庶務	統括		庶務関係書類
	市民	消防	規制	消防用設備	常用(-)	消防用設備等点検報告書類
１年	共通・総務	共通	事務管理	文書		文書処理簿
	市民	消防	規制	消防用設備	常用(-)	消防設備特例承認願出書類
	市民	消防	警防	訓練		警防訓練実施報告書
３年	共通・総務	共通	庶務	広聴広報		広聴関係書類
	市民	消防	査察指導	防火対象物		防火対象物使用開始届出書類
	市民	消防	規制	統括		各種届出・申請関係書類
５年	共通・総務	共通	給与	給料・諸手当		超過勤務命令簿
	市民	消防	災害活動	活動記録		救急活動記録書類
10年	市民	消防	災害活動	調査検討		捜査機関等照会回答書類
	市民	消防	災害活動	活動記録		消防報告書類
30年	共通・総務	共通	事務管理	例規・法令・公報		例規等制定改廃書類
	市民	消防	災害活動	調査検討		火災原因損害関係書類

「常用」とあるのは、年度をまたいで常時使用する常用文書です。常用文書は、（　）内の期間（期間を特定できないときは「ー」）を経過して常用の必要がなくなった年度の満了後、保存期間を起算します。

■　保存期間の起算日について

保存期間の起算日は、会計年度（～3/31）で編集する公文書も、暦年（～12/31）で編集する公文書も、同一の簿冊に編集された公文書の完結日のうち最も遅い日のすぐ後に来る４月１日です。

ただし、１年未満の保存期間の起算日は、当該文書を作成し、又は取得した日です。



■　公文書の保存と廃棄に関するルール

保存期間が満了した公文書は廃棄することになりますが、保存期間の満了を人の記憶だけに頼って判断し、廃棄することは禁物です。実際、過去には文書分類表に定められた保存期間を職員が誤認し、それに従って誤った時期に公文書を廃棄してしまった例もあります。

公文書を保存期間満了前に廃棄してしまうと、当該公文書を以後の同種事務の参考に活用できなくなるばかりでなく、市民からの情報公開請求等についても、応じられるはずのものに応じられなくなるため、その意味では市民にとっての損失にもなります。場合によっては隠蔽等のあらぬ疑いをも招きかねません。

公文書の保存と廃棄に関しては、ヒューマンエラーによる誤廃棄を未然に防ぐためのルールが定められています。主なものを紹介しますので、定められたルールに従って適切な管理を徹底しましょう。

大阪市公文書管理規程※（平成13年市長達第９号。以下「市規程」という。）抄

（簿冊の登録）

第30条　主管課長は、前条の規定により公文書を編集した簿冊（保存期間が１年未満の公文書を編集した簿冊を除く。）について、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ当該各号に定める日の属する会計年度の末日（暦年ごとに公文書を編集した簿冊にあっては、当該簿冊に最初に公文書を編集した日の属する年の末日）までに、文書管理システム又は財務会計システムに簿冊の名称、当該簿冊に編集された公文書の保存期間その他の事項を記録する方法により登録しなければならない。

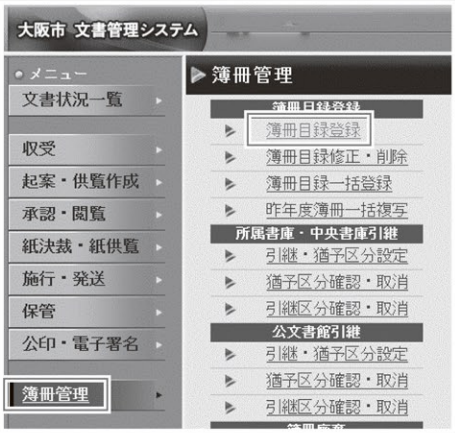
(1)−(4)　略

※　消防局の公文書は、本来消防局公文書管理規程（平成26年消防長達第９号。以下「局規程」という。）の適用を受けます。局規程（第29条）にも市規程第30条と同様の規定があり、また、総務局作成の「文書事務の手引（文書管理編）」にも同様の記載がありますが、市規程第30条が令和３年３月31日付けで上記のとおり改正されており、局規程や「文書事務の手引（文書管理編）」にはまだこの改正内容が反映されていないため、当面はこの市規程第30条に従って管理してください。

まず、保存については、電子上のものか紙によるものかにかかわらず、公文書を編集する簿冊は、全て文書管理システム又は財務会計システムのいずれかに必ず登録します。

市内等出張命令や超過勤務命令など総務事務システムを利用して作成し、処理した公文書も例外ではありません。文書管理システムに簿冊を登録し、同システム上の簿冊として管理することになります。

また、廃棄については、次のとおり文書管理システムで作成した廃棄簿冊目録と照合した上で行うよう定められています。



消防局公文書管理規程　抄

（保存期間満了文書の廃棄）

第37条　保存期間が満了する保管文書（保存期間が１年未満のものを除く。）を編集した簿冊は、主管課長が精査し、文書管理システムに所定の事項を記録する方法により、規則第６条第１項に規定する目録（以下「廃棄簿冊目録」という。）を作成して、総務課長と協議の上、廃棄の決定を行い、保存期間満了後速やかに、廃棄簿冊目録と照合の上、公文書の性質に応じて適切に処分しなければならない。

システムに簿冊を登録すれば、

- 保存期間が満了して廃棄予定年度が到来した簿冊は、文書管理システムで出力することができる次年度の廃棄予定簿冊の一覧に、自動的に反映して表示されます。
- 実際の廃棄（機密文書回収）の際には、廃棄予定簿冊の一覧で簿冊ごとに廃棄か延長かを設定して作成した廃棄簿冊目録により廃棄する簿冊を特定し、この目録と照合しつつ廃棄することで、ヒューマンエラーの未然防止を図ることができます。

もし、保存期間を満了していない公文書（保存期間が１年未満のものを除く。）を編集した簿冊で、まだ文書管理システムに登録していないものがあれば、速やかにその登録を行うようにしてください。なお、最終編集年度が昨年度以前の簿冊についても遡って登録することができます。

「The　Black　History」は、これまでの消防人生における失敗や反省事例を、先輩職員が「しくじり先生」となり後輩に伝えるコーナーです。書店でも「失敗から学ぶ」といったビジネス本が数多く並んでいますよね。たしかに、失敗は成功よりも多くのことを学べる機会でもあるのです。先輩たちの失敗に感謝しつつ、しっかり学ばせていただきましょう!

さて、今回、赤裸々に失敗談を寄稿してくださったのは、予防課に勤務する森本係長さんです。



私の黒歴史 The Black History

今回の謝り人　：　予防課担当係長（自主防災管理）　森本　忠志

予防部予防課（自主防災管理）の森本です。現在、防火・防災管理に係る指導、防火・防災管理講習の運営管理及び自衛消防訓練委託業務等を担当しております。平成11年採用で勤続23年目に入り、これまで隔日勤務６年（署の警防担当）、日勤17年（主に局・署の予防担当）のキャリアです。

これまでの消防人生を振り返ると、小さな「しくじり」から、誌面では紹介できないような「しくじり」まで数多くの失敗を重ねてきましたが、今回は前線に配属間もない新米消防士時代の「しくじり」を紹介させて頂きます。

とある深夜帯の受付勤務をしていた時のことです。１台の黒塗りの高級車が受付前に横付けし、運転席と助手席から若い男が２人降車し、受付の窓越しに「足を怪我した者を連れている。今すぐ診てもらえる病院はどこや！」とすごい剣幕でまくし立ててきました。救急隊も出場中で突然の出来事に動揺していたところ、後部座席から「何をモタモタしとんじゃ！早よせんかい！」と兄貴分らしい傷病者からも怒鳴られ、取り急ぎ距離も近い管内の休日夜間急病診療所を案内し向かってもらいました。

受付勤務も交代の時間となり、先輩職員に申し送りを済ませ、仮眠室で横になっていたところ、何やら騒がしい物音に気付きました。先輩から「ここにおれ」と言われ事情を聴くと、受付勤務時に自分が対応した一行が戻ってきており、「さっき病院案内した奴を連れてこい！」と憤慨しているとのことでした。距離が近いということだけで安易に案内した急病診療所は、夜間は内科、小児科のみの診療だったのです。

上司の適切な対応、案内によりその場は収まりましたが、後ほど上司からお叱りを受けたのは言うまでもありません。

先輩からは「『ホウレンソウ』って知ってるか？　仕事をするうえでの基本となる『報告・連絡・相談』のことや。お前は一番大事な『相談』がないねん。不安に思うことや問題が発生したら、一人で抱え込まず、良い意味で先輩や上司を巻き込んだらええねん」と指摘を受けました。確かに一人で安易な判断をする前に先輩や上司に相談していれば、こんな問題も起こらなかったと思います。

勤務明けで退庁した後も、一行が消防署を訪れ、管理担当で対応してくれたことを耳にし、各方面に迷惑をかけてしまい、猛省したことを覚えています。

分からないことを先輩や上司に確認したり、相談することは「恥ずかしいこと」ではありません。

一人で抱え込み、間違った方向に事が進んでからでは、多くの方に迷惑をかけてしまいます。若年層職員の皆さんには、私のしくじりを反面教師にしてもらえれば幸いです。

ご迷惑をおかけした皆様、本当に申し訳ありませんでした！

Vol. 198

健康ダイアリー



企画部　人事課

冬の健康管理について

今年も厳しい寒さ、空気が乾燥する季節となりました。
そして、コロナウイルス及びインフルエンザ・風邪・ノロウイルス等の感染症が増加する季節です。
くしゃみや咳だけでなく、手についた細菌・ウイルスが口や鼻から入ることでも感染します。
今一度予防対策を確認・実践しましょう。（接触感染・飛沫感染・空気感染＝エアロゾル）

1　手洗い・うがいの励行・習慣！

石鹸を泡立てて15秒程、指間・指先・手の甲・手のひらを流水洗浄してください。
洗えない場合はアルコールを噴霧し、しっかりすり込む事が大切です。
うがいは口やのどへの細菌・ウイルスの付着を防ぎます。15秒を2～3回しましょう。（水道水で十分）

2　マスクの着用！

マスクを着用することで(出来るだけ不織布マスクを)吸気の空気そのものを温めて加湿できます。
また、手で口を直接触ることを制限し、感染を防ぐ事になります。

3　風邪対策には、こまめな水分補給！

体重の20％の水分を失うと命に関わります。栄養成分ではありませんが、人体の生命活動にとって非常に重要な役割を担っています。風邪やインフルエンザ、胃腸炎の原因となる細菌・ウイルスの侵入を防ぐには、こまめな水分補給が大切です。
水分補給で常に喉をうるおして、細菌・ウイルスを寄せ付けないようにしましょう。

4　体力の保持！

体力があれば細菌・ウイルスへの抵抗力を保持できます。
その為にも、食欲・睡眠・運動のバランス良い習慣をつけることが大切です。

健康管理の新習慣は3つのK



Keep Distance(距離を保とう)･Keep Clean(衛生を保とう)･Keep Water(水分を保とう)

この2年間、皆さんがやってきたコロナ感染予防！
頑張って継続しましょう！



救命講習

救命入門コース・普通救命講習【Ⅰ】・【Ⅲ】　開催日程表（令和４年１月、２月）

	北 6372-0119	都島 6923-0119	福島 6465-0119	此花 6461-0119	中央 6947-0119	西 4393-0119	港 6573-0119	大正 6552-0119	天王寺 6771-0119	浪速 6641-0119
R4年 1月	16日Ⅰ午前			30日Ⅰ午前		22日Ⅲ午前	9日Ⅰ午前			14日Ⅰ夜間
R4年 2月		19日Ⅰ午前				15日Ⅰ夜間	5日Ⅰ午後			

	西淀川 6472-0119	淀川 6308-0119	東淀川 6320-0119	東成 6971-0119	生野 6731-0119	旭 6952-0119	城東 6931-0119	鶴見 6912-0119	阿倍野 6628-0119	住之江 6685-0119
R4年 1月				10日Ⅰ午後	15日Ⅰ午前		26日Ⅰ夜間			29日Ⅰ午後
R4年 2月		20日Ⅰ午前	23日Ⅰ午前		6日Ⅰ午前			11日Ⅰ午前	27日Ⅲ午後	

	住吉 6695-0119	東住吉 6691-0119	平野 6790-0119	西成 6653-0119	水上 6574-0119	大阪消防振興協会 6459-1466			阿倍野防災センター 6459-1466
R4年 1月	8日Ⅲ午後		9日Ⅰ午後			16日Ⅰ午前	21日Ⅰ夜間	23日Ⅲ午後	29日Ⅰ午前
						16日Ⅲ午後	23日Ⅰ午前		29日Ⅰ午後
R4年 2月	12日Ⅰ午後		24日Ⅰ夜間		19日Ⅲ午後	1日Ⅲ夜間	17日Ⅰ午前	27日Ⅰ午前	13日Ⅰ午前
						6日Ⅰ午後	20日Ⅰ午後		13日Ⅲ午後

・振興協会及び阿倍野防災センターで実施の講習は、大阪消防振興協会(06−6459−1466)まで、各消防署にて実施の講習は各消防署へお申し込みください。
・新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、各講習の中止・追加等の可能性があります。
・最新情報は大阪市消防局のホームページをご覧ください。

【講習時間】
入門コース　　午前9:30～11:00　午後13:30～15:00　夜間18:30～20:00
普通救命講習Ⅰ・Ⅲ　午前9:30～12:30　午後13:30～16:30　夜間18:00～21:00
※大阪消防振興協会で実施される午前の講習時間については9:00～12:00となります。
※各講習の受講者数や講習の進行状況によっては、講習時間が短縮もしくは延長する場合があります。
※講習時間に遅れますと、修了証の交付ができない場合がございますので、開始時間を厳守していただきますようお願い致します。

【講習内容】
入門コース　　…胸骨圧迫とAEDの使い方を中心に学べ、短時間の講習希望の方向けです。
普通救命講習Ⅰ…「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を学べる講習。主に成人に対する処置の方法を学べます。
普通救命講習Ⅲ…「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を学べる講習。主に乳幼児及び小児に対する処置の方法を学べます。
※入門コース参加者には参加証が交付されます。
※普通救命講習Ⅰ・Ⅲの講習修了者には修了証が交付されます。

大阪消防　令和４年１月号　第73巻第１号　通巻第862号

発　行　大阪消防清風会
企画・監修　大阪市消防局
年間購読料　年間 5,280 円（消費税・送本手数料含む）
制作・販売　株式会社サイネックス

編　集　大阪市消防局企画部企画課内大阪消防編集部
〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54
ＴＥＬ　06-4393-6036
ＦＡＸ　06-4393-5120
Eメール　pa0110@city.osaka.lg.jp



Facebook

当局が実施する各種イベントの
お知らせや開催の模様をお届け！



Twitter

主に緊急情報や火災予防、
予防救急に関するお知らせをお届け！



大阪市消防局

公式 SNS

みなさま、たくさんの
フォロー＆いいね！
よろしくお願いします

大阪市消防局では現在、公式 SNS を４つ運用しており、
それぞれのツールで最新の情報をお届けしています。



フォトコンテストや消防隊の訓練の
様子を写真や動画にてお届け！



Instagram

当局が実施する各種イベントや
火災予防啓発などに関する動画をお届け！



YouTube

大阪消防 年間購読料　お支払い方法ご案内

いつも「大阪消防」をご愛読いただきありがとうございます。ご覧いただいております「大阪消防」は、(株)サイネックスが制作を担って皆様にお届けいたしております。

年間購読料のお支払い方法は、サイネックスの回収業務提携先の「SMBCファイナンスサービス(株)」より、後日お支払いに関するご案内(ご請求書／コンビニ・金融機関振込用紙付)が郵送されますので、ご確認を賜り同封の振込用紙にてご送金の程お願い申し上げます。

なお「大阪消防」は、お客様からの購読中止のご連絡があるまで、自動的に購読を継続させていただいております。新規購読のお申込み、ならびに購読中止のお申し出は、大阪消防編集部までご連絡ください。

※見積書等、必要とされます方は大阪消防編集部まで、ご連絡ください。　大阪消防編集部(06-4393-6036)

お支払いの流れ



「大阪消防」購読者さま



「大阪消防」制作業務委託業者
株式会社サイネックス

① 納　品

② 請求委託
(ご利用代金の譲渡による決済サービスの利用)

③ 年間購読料ご請求
(請求書・振込用紙)

④ お支払い
(コンビニ・銀行・振込用紙)



SMBCファイナンスサービス(株)
〔旧名・(株)セディナ〕

ご請求書の到着後翌月10日までに
ご送金ください

●請　求　書	㈱サイネックスとSMBCファイナンスサービス(株) 連名で郵送
●請求締切日	月末日締
●お　支　払	請求書同封の振込用紙で指定の 期日までにお振込みください。

ご請求業務を
SMBCファイナンスサービス(株)
が承ります。

防災 防火 防犯のことなら

防災相談所へ



■ 防災、防火、その他防犯に関するご相談をお伺いしています。

相談無料

■ 防犯ブザーなどの防犯機器、住宅用火災警報器などの防災グッズを展示・紹介しています。

電話によるご相談にも応じています

一般社団法人 大阪府防災通信協会
防　災　相　談　所

〒540-0012
大阪市中央区谷町2丁目3番8号 ピジョンビル1階
TEL・FAX (06)6946-1060



EXPO 2025

無観客開催

令和４年大阪市消防出初式は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、観覧者をお招きせずに執り行わせていただきます。

大阪市消防局
Tel：06-6582-2854 Fax：06-6582-2864
https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/

ポスターデザイン協力
大阪総合デザイン専門学校／クリエイティブ学科 アートイラストコース２年 岩本美希